

化学物質管理（P R T R法）

各工場の取扱量 1 t 以上の PRTR 対象物質は下表の 8 物質であり、新潟原動機全体としての 2011 年度の実績は下表の通りです。

改正 PRTR 法により、A 重油に含まれるメチルナフタレンが届出対象になり、品名として増加しています。

物質 番号	C A S 番号	化学物質名	取扱量	大気 排出量	水域 排出量	移動量
438	1321-94-4	メチルナフタレン	32924	886	－	－
87	－	クロム	12076	－	－	8990
384	106-94-5	1-プロモプロパン	9363	8384	－	979
80	1330-20-7	キシレン	6590	6542	－	48
412	－	マンガン	4934	－	－	99
53	100-41-4	エチルベンゼン	3521	3491	－	30
300	108-88-3	トルエン	3406	3376	－	30
296	95-63-6	1, 2, 4-トリメチルベン ゼン	1983	1983	－	－

(単位は kg)

●シップリサイクル条約対応

2009 年 5 月香港において、シップリサイクル条約が採択されました。同条約は、総トン数 500 トン以上の船舶に、アスベスト等有害な物質の所在場所を記載したインベントリ(有害物質一覧表)を作成し、解体時に船舶リサイクル施設に引き渡すことを義務付けています。

国土交通省では、まだ条約は未発効ですが、このシップリサイクル条約に関して、インベントリが条約のガイドラインに適合していることを証明するインベントリ適合証の交付を 2012 年 4 月 1 日から開始しました。これがあれば、解体時の労働者の安全確保や環境保全に役立ち、またリユースやリサイクル率の向上にもつながります。

当社は、化学物質管理手順書の作成や、対応組織体制を整備し、2011 年度からこの条約に基づいたマテリアルデータシートをすでに 3 船、造船所に提出を行っており、現在 4 船目の対応を行っています。